

○坂井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市多世帯近居の中古住宅取得支援事業	補助	新たに多世帯近居するために中古住宅の購入を行う者に取得費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費(建物代)の3分の1(上限75万円)	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
坂井市多世帯同居のリフォーム支援事業	補助	新たに多世帯同居するために住宅のリフォームを行う者に改修費用の一部を補助 【補助金額】 対象工事費の3分の1(上限90万円)	
坂井市旧耐震住宅建替え除却支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅の建替えを行う者に除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象工事費の3分の1(上限30万円)	
坂井市空家取得支援事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている空家の購入を行う者に取得費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象経費(建物代)の3分の1(上限100万円) ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。安心R住宅の場合、100万円を限度に加算。 (居住誘導区域外)対象経費(建物代)の3分の1(上限30万円) ※安心R住宅の場合	
坂井市空家改修支援事業	補助	・坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を購入又は賃借しリフォームを行う空家の居住者に改修費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象工事費の3分の1(上限100万円) ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。 (居住誘導区域外)対象工事費の3分の1(上限30万円) ・坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を賃貸物件としてリフォームを行う空家の所有者等に改修費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象工事費の3分の1(上限60万円) (居住誘導区域外)対象工事費の3分の1(上限30万円)	
空家活用定住促進事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家(賃貸物件)の家賃に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費(家賃)の2分の1(上限2万円/月の1年間)	
空家家財処分支援事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている(又は事業完了後に登録する見込みがある)空家の家財処分に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の2(上限10万円)	
空家診断促進事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている(又は事業完了後に登録する見込みがある)空家の診断に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の2(上限3万5千円)	
坂井市空家除却支援事業	補助	危険な空家の除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (特定空家又は老朽空家)対象工事費の3分の1(上限50万円) ※要件による加算あり (準老朽空家)対象工事費の3分の1(上限30万円) ※要件による加算あり	
空家適正管理促進事業	補助	空き家管理代行サービスの利用に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の1(上限3万6千円/年の3年間)	
空家対策早期決断応援事業	補助	空家の利活用を見込み空家所有者等が実施する、下記のいずれかの事業に要する費用の一部を補助 【補助金額】対象経費の3分の1 改修・取得・除却・相談 上限20万円 家財処分 上限5万円 診断 上限2万円 適正管理 上限3万6千円	結婚応援課 0776-50-3018
新婚世帯住宅応援事業	補助	坂井市で新婚生活を始める新婚世帯を対象に住宅取得、リフォーム、住宅賃貸にかかる費用の一部を補助 【補助金額】 住宅購入 最大250万円 リフォーム 最大170万円 住宅賃貸 最大60万円	
坂井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成(一般診断、伝統診断)、古民家鑑定、床下インスペクションに要する費用の一部を補助 【個人負担】 木造住宅耐震診断:10,000円 木造住宅耐震診断(伝統診断法):61,600円	都市計画課 0776-50-3052
坂井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	○木造住宅耐震改修 木造住宅耐震診断等促進事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大180万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大180万円(工事費の100%以内) ○木造住宅耐震改修(伝統的な古民家の耐震改修) 木造住宅耐震診断等促進事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)最大237.5万円(工事費の100%以内)	
坂井市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用の補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市危険ブロック塀 除却支援事業	補助	通学路に面しているブロック塀で、耐震診断により倒壊の危険性があると判断されるブロック塀の又は建替え(県産材を使用する場合に限る)を行う者に費用の一部を補助 【補助金額】 ・除却:対象工事費の3分の2または除却するブロック塀の総延長×80,000円/mの3分の2のうちいずれか低い額(上限20万円) ・建替え:対象工事費の3分の2または除却するブロック塀の総延長×80,000円/mの3分の2のうちいずれか低い額(上限60万円)	都市計画課 0776-50-3052
坂井市三国湊町街なみ 環境整備事業	補助	湊町地区特定景観計画区域の中で、景観づくり協定を締結した区内において、景観形成基準に適合する建造物の新築・改修に対する外観工事費の一部を補助	
坂井市丸岡城周辺 景観まちづくり事業	補助	城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費用の一部を補助	
坂井市伝統的民家 普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区内において、自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修費用の一部を補助	
住まい環境整備支援事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要 【対象者】 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限あり) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割 【補助限度額】 1 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯に属する方 80万円 2 市民税課税世帯に属する方 60万円	高齢福祉課 0776-50-3040
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割または7割	

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

重度身体障害者 住宅改修事業	補助	在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険2号被保険者の方は、住まい環境整備支援事業が優先 【対象者】 身体障害者手帳 視覚1～2級、上肢1～2級、下肢1～2級 (下肢には体幹・脳原性を含む) 【対象経費】 当該住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等において、日常生活を容易にするための障害内容に応じた改修工事費を対象経費とする。ただし、日常生活用具給付事業における住宅改修費および住まい環境整備支援事業の対象経費は、本事業の対象経費から除く。 【助成要件】 ア 当該住宅につき1回限り イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可 【助成金額】 助成対象経費の8割 上限額60万円(視覚障がい者は80万円)	社会福祉課 0776-50-3041
日常生活用具給付等事業	補助	住宅で生活する身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動機能障がいがある方が、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険2号被保険者の方は、介護保険の住宅改修が優先 【対象者】 身体障害者手帳 下肢3級以上 (下肢には体幹・脳原性を含む) 【対象経費】 次の各号の改修工事等に係る経費 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り換え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 居宅生活動作補助用具の購入費 7 1～2住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 【助成要件】 ア 当該住宅につき基準額20万円まで イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可 【助成金額】 所得に応じて決定(最高額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。